

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

～持続可能な循環型社会をめざして～

平成27年3月

塩 尻 市

目 次

第1章 計画の基本的事項

1 基本的事項

- (1) 計画策定の背景 5
- (2) 計画策定の目的 5
- (3) 計画の位置づけ 5
- (4) 計画の期間 7
- (5) 将来人口 7
- (6) ごみ発生量の実績と予測 7

2 計画策定の方針

- (1) 策定の方針 8

第2章 施策の展開

1 ごみ処理の現状

- (1) ごみ処理・処分の流れ 10
- (2) ごみ処理体制 11

2 前基本計画における取組成果 12

3 計画が目指すもの

- (1) 基本理念 14
- (2) 基本方針 14
- (3) 目標達成のための施策の展開 15
- (4) 数値目標 16

4 住民、事業者、行政の役割分担 16

5	計画の施策	
	基本方針1「環境教育の推進」	17
	基本方針2「協働による資源循環型社会の構築」	19
	基本方針3「安全で安心な廃棄物適正処理の推進」	23
6	計画の進行管理	26

参考資料

- ・資料1 ごみの実績と将来推計
- ・資料2 用語等解説

第 1 章

計画の基本的事項

1 基本的事項

(1) 計画策定の背景

「塩尻市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」は、平成12年度（2000年度）に策定され、平成18年度（2006年度）に「塩尻市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画中期計画」、平成21年度（2009年度）に「塩尻市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画後期計画」の2回の見直しを経て、平成26年度（2014年度）に目標年度を迎えました。

「塩尻市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画後期計画」策定以降、ごみの発生抑制、資源リサイクルを進める諸施策を踏まえ、環境に配慮した循環型社会の形成に向けた本格的な取り組みが進められることとなりました。また、塩尻・朝日衛生施設組合を廃止し、平成24年度から松塩地区広域施設組合による共同処理に移行しております。

こうした経過を反映しながら、様々な一般廃棄物処理の課題を的確にとらえ、取り組んでいくために、新たに「塩尻市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定します。

(2) 計画策定の目的

本市は、これまで「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成13年度～26年度）」を策定し、持続可能な循環型社会の形成を目指した取り組みを進めてまいりました。

この間においても、地球温暖化が進み、資源・エネルギーの循環的利活用や自然環境の保全等が重要な環境課題とされ、その対応が強く求められています。本市が、今後さらに、住みよい持続可能な地域を形成し、豊かさを感じられる生活環境を育むためには、ごみの排出抑制、廃棄物の適正処分や3R（リデュース・リユース・リサイクル）などの適正で効率的な一般廃棄物の処理を進めることが必要です。地球温暖化対策や社会環境の変化を踏まえ、「第五次塩尻市総合計画」や「第二次塩尻市環境基本計画」の実現に向けた分野別個別計画として、また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定及び「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、長期的・広域的な視点に立つ、計画的かつ効果的な事業推進を図るために「一般廃棄物処理基本計画」を策定するものです。

(3) 計画の位置づけ

「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」は、「廃棄物の処理と清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき策定するものです。また、市の上位計画である「第五次塩尻市総合計画」と「第二次塩尻市環境基本計画」を上位計画として、国や県の基本方針・計画、地域における諸計画との整合を図り、策定します。

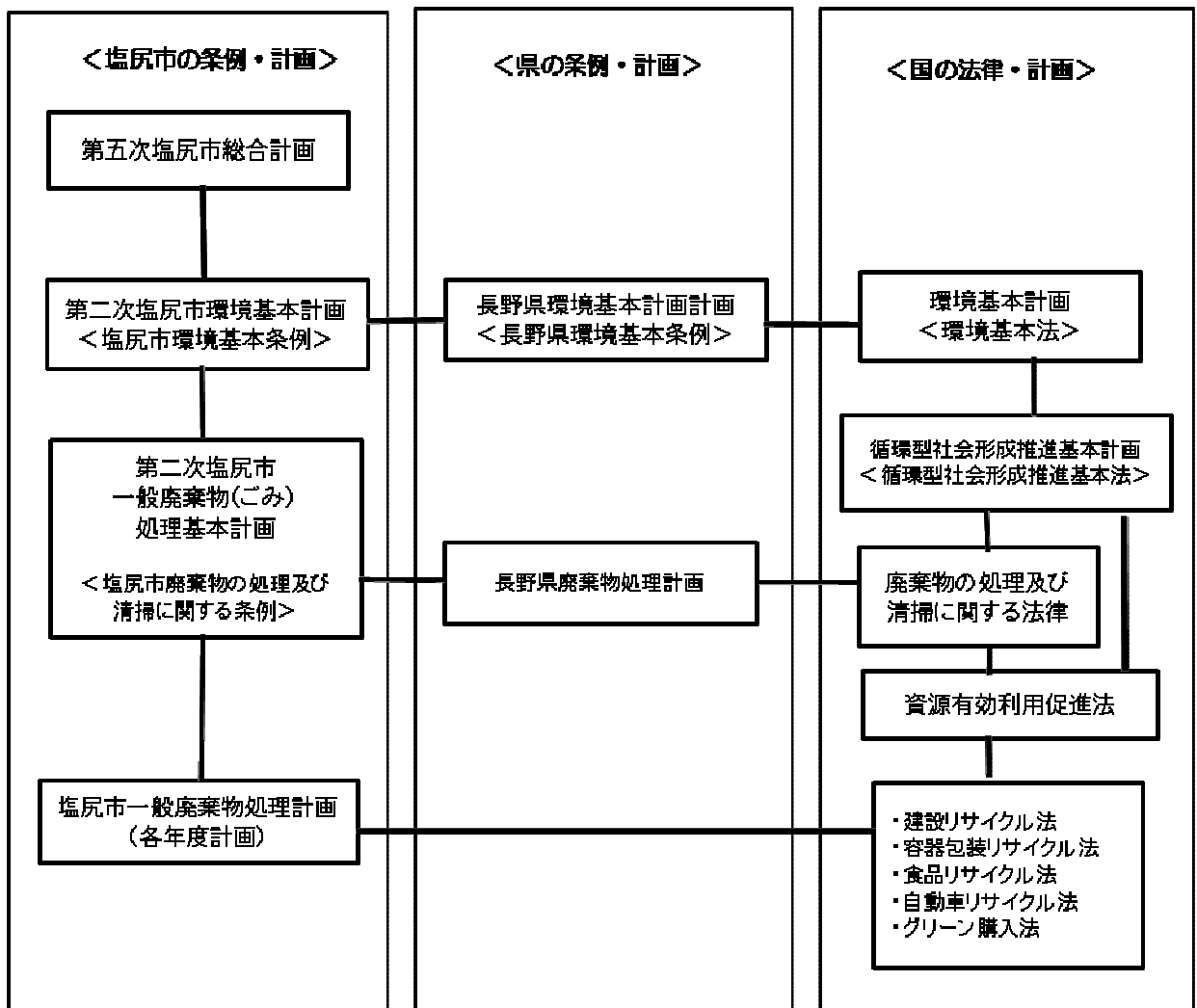
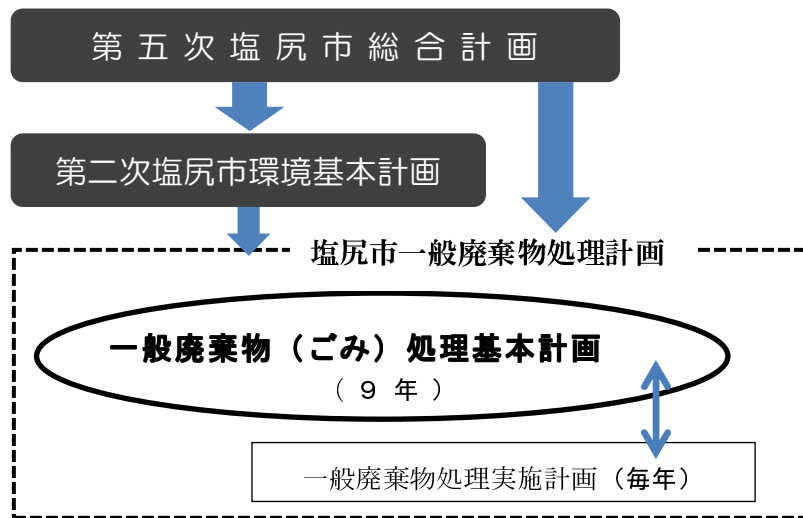


図1 計画の位置づけ

(4) 計画の期間

「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の期間は、「第五次塩尻市総合計画」、「第二次塩尻市環境基本計画」の期間と整合させ、平成27年度（2015年度）を初年度とし、平成35年度（2023年度）を目標年度とした9年間とします。また、本市を取り巻く環境や社会経済状況の変化等を踏まえ、3年ごとに施策や目標値の見直しを検討します。

計画目標年度 **平成35年度**



(5) 将来人口

人口は平成12年度（2000年度）に62,355人でその後、自然増により増加してきましたが、平成16年度をピークに減少に転じ、平成17年度（2005年度）の榑川村との合併により68,817人となりましたが、その後はさらに減少しています。

なお、将来人口は塩尻市人口ビジョンによる人口を採用しています。

区分	実績					将来		
	H12	H15	H18	H21	H25	H29	H32	H35
人口	62,355	63,414	68,817	68,309	67,947	66,431	65,779	65,010

※実績は、当該年度の10月1日住民基本台帳人口の数値。将来人口は推計値。

第五次塩尻市総合計画では、塩尻市人口ビジョンを元に、平成35年度の目標人口を65,000人以上と設定しています。

(6) ごみ発生量の実績と予測

将来人口の予測を踏まえた上、現状のままごみ量が推移した場合を想定した想定のもと、本計画で策定した施策を展開した場合のごみの排出量は、平成35年度（2023年度）に19,294トンとなると予測されます。これは平成25年度（2013年度）に対して、マイナス9%の削減となります。

ごみ排出量の実績と予測

(単位: t/年)

区 分	実 績					予 測		
	H12	H15	H18	H21	H25	H29	H32	H35
家 庭 系	15,922	16,516	15,350	14,394	14,289	13,923	13,475	13,112
もえるごみ	10,794	11,229	9,065	8,438	8,550	8,331	7,936	7,677
資源ごみ	4,117	4,724	5,884	5,758	5,522	5,399	5,346	5,283
うめたてごみ	622	383	297	161	184	163	164	123
その他(有害ごみ、粗大ごみ等)	389	180	104	37	33	30	29	29
事 業 系	6,498	6,601	6,982	6,482	6,927	6,420	6,353	6,182
もえるごみ	6,498	6,601	6,982	6,482	6,927	6,420	6,353	6,182
ごみ総排出量	22,420	23,117	22,332	20,876	21,216	20,343	19,828	19,294

2 計画策定の方針

(1) 策定の方針

計画の策定にあたっては、次の項目を考慮して検討を行いました。

ア) 第五次塩尻市総合計画、第二次塩尻市環境基本計画との整合

「塩尻市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」は、「第五次塩尻市総合計画」が目指す都市像「確かな暮らし、未来につなぐ田園都市」の実現に向け、また、「第二次塩尻市環境基本計画」が目指す「資源を有効に活用するまちをつくる」の基本理念を目指し、一般廃棄物の施策を推進する役割を担っています。このため、「第五次塩尻市総合計画」と「第二次塩尻市環境基本計画」との整合を図りました。

イ) 環境に対する市民及び事業者の意識や取り組みの把握

市民及び事業者へのアンケート調査を実施し、市民及び事業者の環境意識ならびに取り組み状況を把握しました。また、これまでの施策の評価や課題を踏まえ、計画の内容に反映しました。

ウ) 前基本計画の成果と課題の把握・評価

前基本計画のうち、市の取り組みについては、PDCAサイクルによる進捗管理を行い、「塩尻市環境白書」に合わせて実績報告として塩尻市環境審議会で公表しています。本基本計画において、実績報告に基づく取り組み成果を反映しています。

エ) 協働による環境保全をはじめ、ごみ処理に関する情勢

ごみ処理問題は多様化してきており、市民・事業者・市がごみ処理との関わりについて、それぞれの役割分担のもとに、連携して取り組んでいく「協働」が重要なテーマとなっています。このため、市民・事業者・市がそれぞれの立場から連携を図っていくことが必要となっています。

第2章

施策の展開

1 ごみ処理の現状

(1) ごみ処理・処分の流れ

本市における平成26年度（2014年度）のごみ処理の流れは、図2-2-1のとおりとなっています。

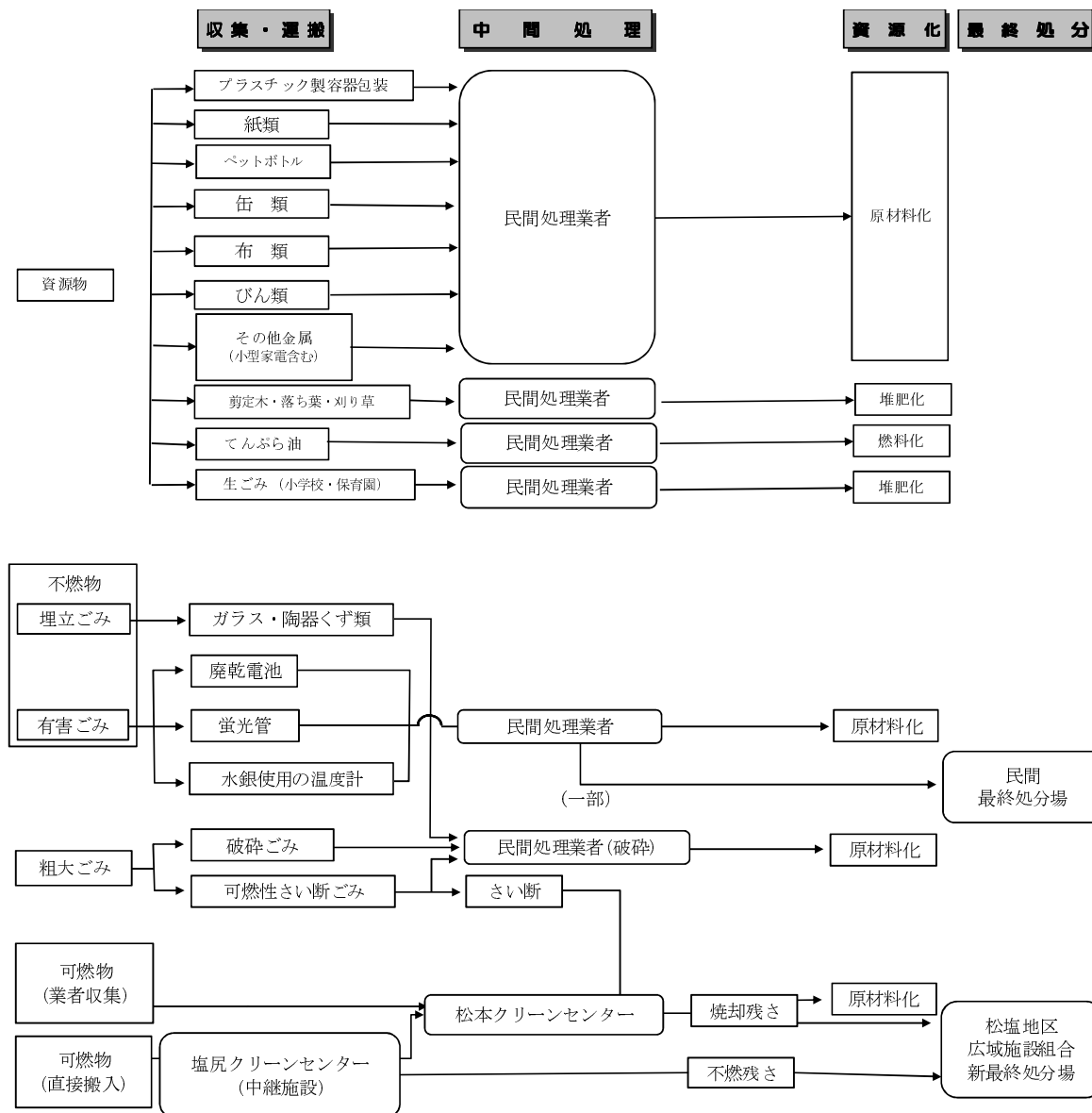


図2-2-1 ごみ処理フロー（H26年度の状況）

(2) ごみ処理体制

① ごみの分別収集と処理・処分方法

ごみの分別収集の区分と処理・処分方法を表2-2-1に示します。

表2-2-1 ごみの分別収集区分と処理・処分方法

分別区分		処理方法	処分方法	
資源ごみ	プラスチック製容器包装		民間業者に選別、圧縮、梱包処理を委託し、処理後、容リ法指定法人ルートにより資源化	—
	紙類	新聞紙・広告・チラシ	民間業者に資源化を委託	—
		本・雑誌		
		ダンボール		
		紙パック		
		その他紙類		
	ペットボトル		民間業者に選別、圧縮、梱包処理を委託し、処理後、容リ法指定法人ルートにより資源化	—
	空き缶	アルミ缶	民間業者に資源化を委託	—
		スチール缶		
		その他缶		
	布類		民間業者に資源化を委託	—
	空きびん	無色透明びん	民間業者に資源化を委託	—
		茶色びん		
		緑色びん		
黒色びん				
その他のびん				
その他金属 (小型家電類含む)		民間業者に破砕、資源化を委託	—	
せん定木・落ち葉・刈り草		民間業者に資源化を委託	—	
てんぷら油		民間業者に燃料化を委託	—	
可燃ごみ		松本クリーンセンターで焼却処理	焼却残さは最終処分場で処分するほか、焼却灰の一部を民間業者に資源化を委託。	
不燃ごみ	埋立ごみ	ガラス、陶器くず等	民間業者に破砕、選別を委託	可燃残さは松本クリーンセンター焼却、不燃残さは最終処分場で埋立処分
	有害ごみ	廃乾電池は、民間業者に資源化を委託	—	
		蛍光管は、民間業者に破砕、選別、資源化、埋立を委託	—	
粗大ごみ	破砕ごみ	民間業者に破砕を委託	松本クリーンセンターで焼却	
	可燃さい断ごみ	松本クリーンセンター リサイクルプラザで破砕し金属類を資源化処理後焼却	—	

(平成26年10月1日現在)

2 前基本計画における取組結果

前基本計画における施策について、前期・中期・後期毎の重点プロジェクトとその取組成果は次のとおりです。

主な取組として、前期では、平成17年度（2005年度）からのごみ処理有料化の開始、中期では、平成19年度（2007年度）からの学校・保育園の給食生ごみ堆肥資源化の開始、平成21年度（2009年度）からの小型家電類等資源化の開始、後期では、平成24年度（2012年度）からのもえるごみ共同処理の開始、平成26年度（2014年度）からの焼却灰資源化の開始などが挙げられます。

期 間	重点プロジェクト	期間内での成果
前期 H13～ H18	1 資源回収によるリサイクル活動の促進 2 分別区分の見直し 3 資源化施設・ストックヤード等の整備 4 事業系一般廃棄物の排出抑制 5 排出容器・手数料の見直し 6 最終処分場の整備 7 広報・啓発活動 8 松本南部地域ごみ処理広域化の推進	○家庭系可燃ごみ量 H12:10,794t→ H18:9,065t ○家庭系埋立ごみ量 H12: 622t → H18: 297t ○事業系ごみ量 H12:6,498t → H18:6,982t ○資源化率 H12: 20% → H18: 27% ○5種17分別 → 5種25分別（H13～） ○剪定木資源物収集（H17） ○指定袋制(H15)・ ごみ処理有料化（H17） ○最終処分場建設(朝日村)（H15～17） ○民間事業者によるプラ資源化、破碎施設整備（H16～17） ○紙製容器等雑紙、プラ製容器包装の資源化（H17） ○環境・ごみ地区説明会(H13～)、分別ガイドブック(H15～)、ごみ収集カレンダー(H15～)、環きょうニュース（H15～）
中期 H19～ H21	1 少量排出・多量資源化の推進 2 事業系一般廃棄物対策の強化 3 プラスチック製容器包装のリサイクル推進 4 その他紙製容器包装の分別の徹底 5 生ごみリサイクルの推進 6 埋立残渣の削減 7 ごみ焼却施設の延命化対策	○家庭系可燃ごみ量 H18:9,065t→ H21:8,438t ○家庭系埋立ごみ量 H18: 297t→ H21: 161t ○事業系ごみ量 H18:6,982t→ H21:6,482t ○資源化率 H18: 27%→ H21: 28% ○プラ製容器包装 H18: 564t→ H21: 541t ○学校・保育園給食生ごみの堆肥資源化（H19～） ○小型家電製品・化粧品びんの資源化（H21～）

<p>後期 H22～ H26</p>	<p>1 環境教育の推進 2 家庭におけるごみ減量 3 事業所などにおけるごみ減量の推進 4 循環型社会に関する情報の発信及び地域との連携 5 ごみ適正処理のための施設整備と運営</p>	<p>○家庭系可燃ごみ量 H21:8,438t →H25:8,550t ○家庭系埋立ごみ量 H21: 161t →H25: 184t ○事業系ごみ量 H21:6,482t →H25:6,927t ○資源化率 H21: 28% →H25: 27% ○プラ製容器包装 H21: 541t →H25: 551t ○クリーンセンター大規模改修計画の策定 (H22) ○事業系ごみ分別表の作成・配付 (H23～) ○ごみの広域共同処理 (H24～) ○最終処分場の使用期限の延長 H32→H45 (H25) ○塩尻クリーンセンター利用期限の延長 H32→H42 (H26) ○焼却灰の資源リサイクル 850t (H26～) ○旧最終処分場の廃止と有効活用(太陽光発電事業に貸付)(H26～) ○ダンボールコンポスター、生ごみ水切りモニターによる実践行動のデータ集約 (H26～)</p>
---	---	--

3 計画が目指すもの

(1) 基本理念

すべての市民・事業者・市の役割分担と協働の取り組みにより、豊かさを実感し、快適で住みよい持続可能な循環型社会を実現するため、次の基本理念を掲げます。

「循環型社会」 資源を有効に活用するまちをつくる

ごみの排出や処理は、私たち一人ひとりがライフスタイルを見直し、資源を大切にし、地域にあったごみの適正処理をすすめるとともに、「もったいない」を大切に、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用（3R）を積極的に取り組むなど、資源循環型社会の構築を進め、地球環境や自然環境への負荷を低減することが求められます。

(2) 基本方針

本計画の基本方針は、「環境教育の推進」と「協働による資源循環型社会の構築」と「安全で安心な廃棄物の適正処理の推進」の3つを掲げます。

基本方針1

環境教育の推進

- 資源循環型社会の構築やごみの適正処理推進に不可欠な知識や見識を深めるため、子どもから高齢者までを対象に、地球温暖化や省エネルギー問題と合わせて、これまでに引き続き継続的な環境教育を進め、習得した内容が実践できる市民を増やし、「知っている」から「している」への転換を図ります。
- 地域や市民団体及びNPOなどによる、身近な実践活動を育てます。

実施主体 協力連携

市民

事業者

行政

基本方針2

協働による資源循環型社会の構築

- 物の生産から流通、販売、消費に至る過程において、市民・事業者・市がそれぞれ担うべき役割や責任を明確にし、地球温暖化対策として幅広く「もやす・うめるごみ」を減らし、環境への負荷が少なくなるようリデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の「3R」を基調とした資源循環を更に促進します。

実施主体 協力連携

市民

行政

事業者

基本方針3

安全で安心な廃棄物の適正処理の推進

- 松塩地区広域施設組合による可燃ごみの広域・共同処理を機軸に、ライフスタイルの変化や高齢化社会に対応したごみ収集処理体制を確立するとともに、環境への負荷をより低減した再生利用（リサイクル）等は、安全で安心な適正処理を前提に、環境負荷とコストのバランス、費用対効果を考慮して民間活力による処理体制を推進します。
- 中間処理施設や最終処分場など、次世代の処理施設整備についての準備を進めます。

実施主体 協力連携

市民

行政

事業者

(3) 目標達成のための施策の展開

基本方針に基づき、減量化・資源化を進めるための取り組みを整理します。

基本方針	重点プロジェクト	施策	主な取組	取組内容
1 環境教育の推進	1 環境に配慮し行動する市民の育成	① 環境教育・学習の充実	取組 1	保育園、幼稚園、小・中学校への出前講座の実施
			取組 2	「見て学ぶ」ごみ処理施設見学等の実施
		② 行動する市民の育成	取組 3	3R推進講座の実施
			取組 4	各世代における出前講座の実施
			取組 5	環境家計簿「しおじりエコふぁみりー」の普及推進
2 協働による資源循環型社会の構築	2 家庭系ごみの減量・資源化の推進	① 家庭系ごみの発生抑制対策の推進	取組 6	わかりやすい分別方法の情報発信
			取組 7	家庭系生ごみ減量化の推進
			取組 8	家庭系ごみ手数料の検証
			取組 9	3Rの推進
			取組 10	3ない運動の推進
	3 事業系ごみの減量・資源化の推進	① 事業系ごみの発生抑制対策の推進	取組 11	事業系ごみ排出者への情報提供・啓発
			取組 12	資源物拠点回収の実施
			取組 13	事業所における生ごみの資源化促進
			取組 14	事業系ごみの適正な分別指導
	4 循環型社会に向けた再使用・再生利用の推進	① 循環型社会に向けた情報発信と地域連携	取組 15	情報提供と地区説明会の充実
			取組 16	地域、学校などによる資源物回収の支援
			取組 17	リユース、リサイクルを進める場の提供
			取組 18	ごみ減量・資源化への取り組みが評価される仕組みづくり
			取組 19	給食残渣の資源化推進と堆肥の利活用
取組 20			生ごみのバイオマスエネルギーとしての活用研究	
取組 21			焼却灰の再生利用推進	
3 安全で安心な廃棄物の推進	5 適正な廃棄物処理の推進	① 適正な収集運搬処理体制の構築	取組 22	効率的な分別区分と収集方法の検討
			取組 23	高齢者等に対する収集体制の充実
			取組 24	一般廃棄物収集運搬業及び処分業の適正な許可及び指導
		② 民間と連携した処理体制の確立	取組 25	民間施設を活用した廃棄物、資源物の処理及び適正運用
			③ 中継施設、最終処分場の適正管理	取組 26
		取組 27		新最終処分場の適正管理及び旧最終処分場跡地の有効活用
		④ 松塩地区広域施設組合のごみ共同処理体制の推進	取組 28	ごみ共同処理の安定した運営
			⑤ 取扱困難、多量廃棄物の適正処理	取組 29
		取組 30		災害（風水害・地震等）廃棄物処理の検討

(4) 数値目標

本計画では、国や県の減量目標や環境基本計画における目標値、これまでの実績を考慮し、数値目標を次のとおり設定します。

項目	指標	単位	基準年度 (H25)	目標値 (H35)	備考
減量化 目標	①ごみの総排出量	t/年	21,216	19,294	H25実績比 9%以上削減
	②家庭系もえるごみ量 (市民1人1日当たり)	g/人日	345	324	H25実績比 6%以上削減 人口減と減量による削減量 約865トン
	③事業系もえるごみ量	t/年	6,927	6,182	H25実績比 10%以上削減 資源化等による削減量 約745トン
資源化 目標	④資源化率	%	26	32	H25実績比 6ポイント以上改善

※ 塩尻市人口→ H25年度:67,947人 H35年度:65,010人で算出しています。

4 住民、事業者、行政の役割分担

目標を達成するため、住民、事業者、市はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

【住民の役割】

- (1) リサイクルと生ごみの水きりに心がけ、決められたルールに従ってごみを出します。
- (2) 一人ひとりが学習し、生活のなかで少しの配慮や工夫を重ねていきます。学習・実践したことを、次世代に継承していきます。
- (3) 不要なものは買わず、簡易な包装を選ぶようにし、ごみを減らします。
捨てる前に修理して使えないかをもう一度考え、より一層ごみの少ないライフスタイルに転換していきます。
- (4) リサイクル活動、分別収集、店頭回収や不用品引取りなど、身近な資源化活動に積極的に参加していきます。

【事業者の役割】

- (1) 再使用や資源化を考慮した製品をつくり、簡易包装や容器の回収ルートなど資源化システムの整備をすすめます。
- (2) 廃棄物をリサイクルをするだけでなく、リサイクル製品を積極的に利用します。
- (3) 3R（リデュース（減量抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化））を実践してごみを減らし、出してしまったごみは、適正に処理・処分します。
- (4) 事業活動を通して、地域の循環型社会の形成に積極的に参画します。マイバッグ運動や店頭回収の実施、再使用や資源化のPRなど、ごみの減量化につながる活動により、社会に貢献します。

【市の役割】

- (1) ごみの発生抑制と適正処理を促進し、資源を有効に利用して循環型社会の形成に向けた事業をすすめます。
- (2) 住民や事業者に、環境に関する情報提供や学習機会の創造を推進し、自発的なごみの発生抑制や資源化活動をしている住民や事業者などを支援し、連携を深めます。
- (3) 環境マネジメントシステム（EMS）を運用し、グリーン製品の調達、ごみの再生、資源化を中心とした事業活動を強化していきます。
- (4) 快適で清潔な地域社会をつくるため、長期的視点に立って、計画的にごみ処理体制を整備していきます。

5 計画の施策

基本方針 1 環境教育の推進

本市の現状と課題

保育園、小・中学校において、ISO14001のマネージメントシステムの中で、ごみの発生抑制やリサイクルについて同時に環境教育が進んでいます。

本市では、子どもから高齢者までを対象に、ごみやリサイクル、環境を学ぶ場の提供として出前講座の開催や、リサイクル施設等を見て学ぶ施設見学を実施していますが、今後も継続し環境教育を推進しながら、実践し行動する市民を増やしていく必要があります。また、自主的にリユースやリサイクルに取り組む市民や団体等を育成していく取り組みが必要です。

取り組みの方針

■学ぶことで市民一人ひとりがごみ減量意識の向上

環境に関する知識や見識は、資源循環型社会の構築や、ごみの適正処理の基礎となるものです。各世代における環境教育の推進を掲げ、子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象に、継続的な環境教育を推進します。

■「知っている」から「している」へ

環境教育を推進する中で、学んだ成果を実践に生かし、地域のリーダーとなる人材が育つよう、「知っている」から「している」ことに取り組めるような支援をします。

具体的施策の展開

環境に配慮し行動する市民の育成

施策	取組	取組内容
施策 1 環境教育・学習の充実	取組 1	保育園、幼稚園、小・中学校へ出前講座の実施
	取組 2	「見て学ぶ」ごみ処理施設見学等の実施

取組 1 保育園、幼稚園、小・中学校へ出前講座の実施

- ・次代を担う子どもたちを対象とした、ごみ問題やリサイクルについて職員が出向いて説明を行う出前講座を実施します。

取組 2 「見て学ぶ」ごみ処理施設見学等の実施

- ・松本クリーンセンターや最終処分場、県内外リサイクル施設の見学を実施します。

施策	取組	取組内容
施策 2 行動する市民の育成	取組 3	3R推進講座の実施
	取組 4	各世代における出前講座の実施
	取組 5	環境家計簿「しおじりエコファミリー」の普及推進

取組3 3R推進講座の実施

- ・市民を対象としたリユース・リサイクルに関わる実践講座や、リデュースを意識したエコクッキング講座などを充実させ、「知っている」から「している」へ意識を転換し、さらに、講座の受講者等が、地域のリーダーとなって「している」市民や団体が育つよう支援をしていきます。

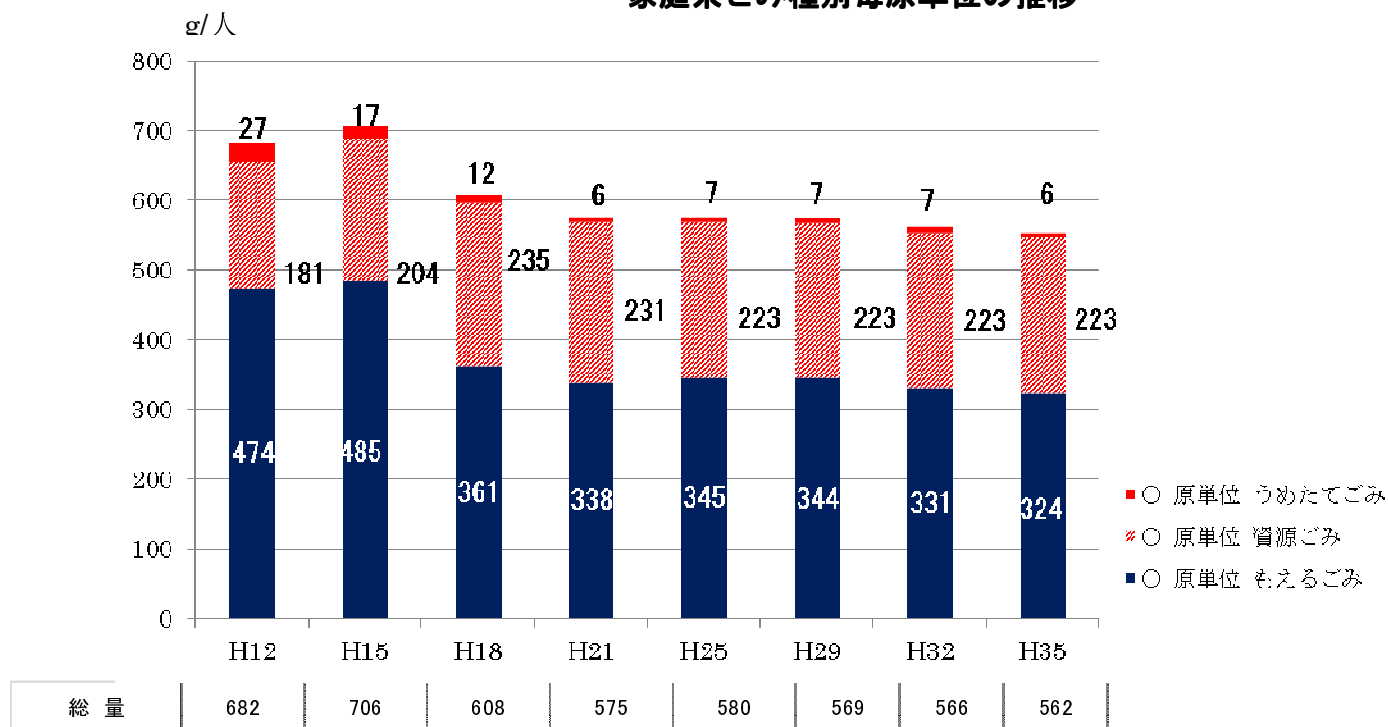
取組4 各世代における出前講座の実施

- ・ごみの分別やリサイクルの啓発について理解を深めるため、小学校や衛生協議会等の依頼に応じ職員が出向いて説明を行う出前講座を実施してきました。今後も、わかりやすい説明に心がけ出前講座を実施していきます。保育園・学校から地区・団体などの依頼に応じていくことにより、子どもから高齢者まで各世代における環境教育の推進と支援に取り組んでいきます。

取組5 環境家計簿「しおじりエコファミリー」の普及推進

- ・ごみの減量、省エネルギー意識の定着のため、実践活動となる環境家計簿「しおじりエコファミリー」の普及推進をします。

家庭系ごみ種別毎原単位の推移



※平成17年10月の有料化以降、市民・事業者の皆さんによる分別の徹底等により、もえるごみ、うめたてごみの減量化が進んでいます。

基本方針 2 協働による資源循環型社会の構築

本市の現状と課題

家庭系ごみ（もえるごみ、うめたてごみ）の有料化と、プラスチック製容器包装、小型家電製品等の資源化に伴い、もえるごみの排出量は減少しましたが、ごみの共同処理後は、一時的に微増したものの、現在は微減となっています。また、うめたてごみは減少の傾向にあり、市民の分別、資源化、減量意識は定着してきていますが、更に資源化可能なごみ種の検討が必要となっています。

事業系もえるごみは、家庭系に比べ減少していない状況です。ごみ展開検査から、分別すれば資源物となる古紙類や金属類の混入が見られ、この状況を踏まえ、集合住宅や事業者の適正な分別を促すとともに、大型量販店での調理残渣や売れ残りなど多量の生ごみについて、資源化が進められることが必要です。

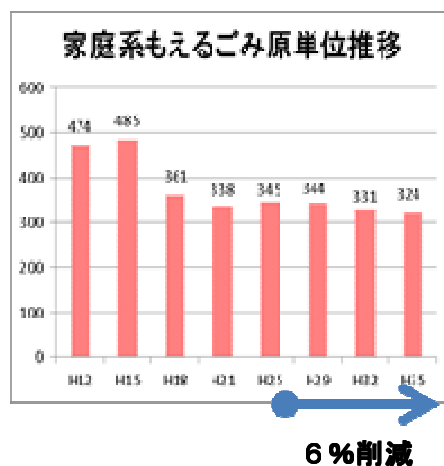
プラスチック製容器包装や古紙類、金属類、小型家電製品類、びん類、剪定木などをもえるごみやうめたてごみから分別し資源化する分別収集を進めてきましたが、近年、情報の電子化等により新聞・雑誌類が減少しています。

もえるごみやうめたてごみを減らし、資源化率の向上を図り、最終処分場の埋立量を減らすことが必要です。

取り組みの方針

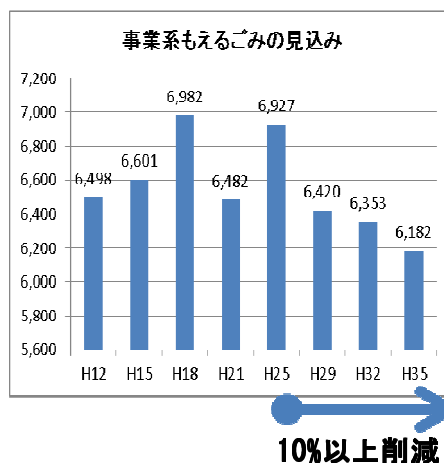
■家庭系ごみ減量化推進

家庭系もえるごみの量は、基準年度の平成25年度（2013年度）の1人1日あたりの排出量として、345g/人・日を、目標年度の平成35年度（2023年度）の1人1日あたりの排出量として、324g/人・日を目標とし、6%以上の削減を目指します。



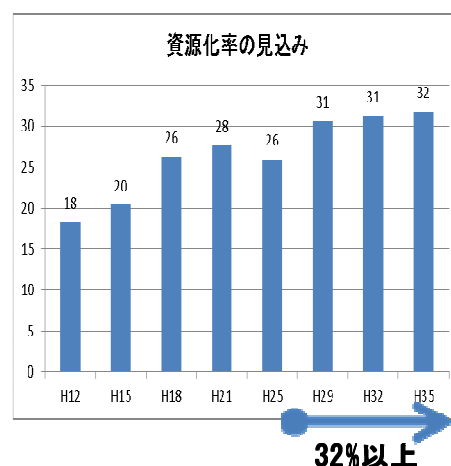
■事業系ごみ減量化促進

事業系もえるごみの量は、基準年度平成25年度（2013年度）の年間排出量として、6,927トン、目標年度の平成35年（2023年度）の年間排出量として、6,182トンを目指し、10%以上の削減を目指します。



■資源化率の向上

基準年度平成25年度（2013年度）の資源化率26%を、目標年度平成35年度（2023年度）の資源化率32%以上を目指します。



具体的施策の展開

家庭系ごみの減量・資源化の推進

施策	取組	取組内容
施策3 家庭系ごみの発生抑制対策の推進	取組6	わかりやすい分別方法等の情報発信
	取組7	家庭系生ごみ減量化の推進
	取組8	家庭系ごみ手数料の検証
	取組9	3Rの推進
	取組10	3ない運動の推進

取組6 わかりやすい分別方法等の情報発信

- ・ごみの分別方法や排出ルールについては、最新の情報を入れながら、わかりやすく継続的に情報提供をしていく必要があります。「環きょうニュース」や地区説明会、市HP等様々な媒体を利用して情報提供を継続してまいります。

取組7 家庭系生ごみ減量化の推進

- ・もえるごみの減量化を図るため、生ごみの減量化を推進する必要があります。生ごみ処理機器の購入支援、ダンボールコンポスターの普及拡大のためマニュアル配付、家庭における食べ残しをしない運動、生ごみの水切り運動、エコクッキングによる生ごみ発生抑制等を推進してまいります。

取組8 家庭系ごみ手数料の検証

- ・ごみ処理有料化から10年目を迎え、手数料の金額設定等について検証します。

取組9 3Rの推進

- ・古着・おもちゃ・廃食器等のリユース・リサイクルに取り組むことで、もえるごみやうめたてごみの削減対策をすすめます。

取組10 3ない運動の推進

- ・もったいない・食べ残しをしない・レジ袋をもらわない運動（3ない運動）を推進します。

事業系ごみの減量・資源化の推進

施策	取組	取組内容
施策4 事業系ごみの発生抑制対策の推進	取組11	事業系ごみ排出者への情報提供・啓発
	取組12	資源物拠点回収の実施
	取組13	事業所における生ごみの資源化促進
	取組14	事業系ごみの適正な分別指導

取組11 事業系ごみ排出者への情報提供・啓発

- ・食品小売業（スーパー・コンビニ等）に対し、食品リサイクル法による発生抑制目標の周知してまいります。

取組12 資源物拠点回収の実施

- ・集合住宅等に居住している市民が資源物を出しやすい環境を整えるため、古着・古紙類の回収拠点の実施をすすめます。

取組13 事業所における生ごみの資源化促進

- ・大型量販店等の生ごみ資源化促進策を検討し実践してまいります。
- ・小規模排出事業者の生ごみ共同資源化策を検討し実践してまいります。
- ・生ごみ資源化に伴って製造された堆肥の域内有効活用を推進します。

取組14 事業系ごみの適正な分別指導

- ・分別に取り組みしていない排出事業所や、集合住宅等の大家等に対する訪問指導等を実施してまいります。

循環型社会に向けた再使用・再生利用の推進

施策	取組	取組内容
施策5 循環型社会に向けた情報発信と地域連携	取組15	情報提供と地区説明会の充実

取組15 情報提供と地区説明会の充実

- ・「環きょうニュース」等による環境情報の発信をしていきます。
- ・市衛生協議会や自治会等と連携した地区説明会を実施します。

施策	取組	取組内容
施策6 再使用・再生利用の促進	取組16	地域、学校などによる資源物回収の支援
	取組17	リユース、リサイクルを進める場の提供
	取組18	ごみ減量・資源化への取り組みが評価される仕組みづくり
	取組19	給食残渣の資源化促進と堆肥の利活用
	取組20	生ごみのバイオマスエネルギーとしての活用研究
	取組21	焼却灰の再生利用推進

取組 16 地域、学校などによる資源物回収の支援

- ・地域のごみステーションに回収された資源物や小・中学校が行う資源物回収に対し支援を行います。

取組 17 リユース・リサイクルを進める場の提供

- ・集合住宅等に居住している市民が、資源物を出しやすい環境を整えるため、古着・古紙類の回収拠点を実施してまいります。

取組 18 ごみ減量・資源化への取り組みが評価される仕組みづくり

- ・ごみ減量・資源化に努力する市民や団体を評価する仕組みづくり（マイレージやエコポイント・表彰など）をすすめます。

取組 19 給食残渣の資源化推進と堆肥の利活用

- ・引き続き、給食残渣の堆肥化に取り組み、出来た堆肥の消費還元として、小・中学校や地域花壇等への利活用をすすめます。

取組 20 生ごみのバイオマスエネルギーとしての活用研究


- ・生ごみの発酵等によるメタンガス再生などエネルギーとしての活用を研究します。

取組 21 焼却灰の再生利用を推進

- ・焼却灰の一部を民間処理業者により再生利用し、資源化率の向上と最終処分場の長寿命化をすすめます。

■ 焼却灰の資源化による最終処分場残容量の見込み

最終処分場の埋立量、残容量は次のとおりです。平成26年度（2014年度）から焼却灰の資源化を始めました。松本クリーンセンターからの焼却灰の2/3を資源化した場合で、計画終了の平成35年度（2023年度）までで埋立容量の61.8%埋立が完了し、地元との協定期間平成45年度（2033年度）までは埋立可能です。

	H25	H26	H27	H29	H32	H35		H45
資源化重量 トン	0	900	884	865	835	802	~	732
埋立重量 トン	2,346	1,404	1,368	1,323	1,272	1,216		1,115
埋立容量 m ³	2,177	1,303	1,270	1,228	1,180	1,128		1,035
残容量 m ³	28,418	27,115	25,845	23,368	19,752	16,314		5,590
計画第3期末で61.8%埋立完了 								

基本方針 3 安全で安心な廃棄物適正処理の推進

本市の現状と課題

うめたてごみの破碎処理やプラスチック製容器包装の梱包資源化施設等が、民間活力により施設が整備されています。

また、もえるごみの処理は、2市2村による松塩地区広域施設組合において共同処理が実現し、環境への負荷が低減されるとともに、焼却熱の利用による安定したエネルギーの創出ができています。また、管理型最終処分場が整備されています。

収集運搬、中間処理（焼却・破碎・梱包等）、最終処分それぞれの処理施設は整っていますが、処理施設の整備には概ね10年にわたる準備、計画、建設の期間が必要となります。効率性を考え、安定・継続的な処理が行えるよう、長期的視野に立ったごみ処理体制の確立のため、前段からの対応が必要です。

取り組みの方針

■適正な収集運搬体制の構築

効率的な分別区分と収集運搬体制をつくります。

■民間と連携した処理体制の構築

収集運搬・中間処理・最終処分の各処理過程において、民間施設を活用した処理体制をつくります。

■松塩地区広域施設組合による共同処理の推進

もえるごみの共同処理を行っている松塩地区広域施設組合の安定的な運営を目指します。

具体的施策の展開

適正な廃棄物処理の推進

施策	取組	取組内容
施策7 適正な収集運搬処理体制の構築	取組22	効率的な分別区分と収集方法の検討
	取組23	高齢者等に対する収集体制の充実
	取組24	一般廃棄物収集運搬業及び書分業の適正な許可及び指導

取組22 効率的な分別区分と収集方法の検討

- ・家庭ごみ収集区分の見直しを検討し、効率的な収集計画及び適正な収集運搬費の検討します。

取組23 高齢者等に対する収集体制の充実

- ・高齢者社会への対応として、民間収集運搬業者の協力による「さわやかさん収集」「粗大ごみクリーンサポート事業」など個別収集制度を周知PRし、充実に図ります。

取組 2 4 一般廃棄物収集運搬業及び処分業の適正な許可及び指導

- ・一般廃棄物収集運搬業（保管施設を含む。）、及び廃棄物中間処理施設、最終処分施設等の処分業許可業者の適正な許可と指導をまいります。

施策	取組	取組内容
施策 8 民間と連携した処理体制の確立	取組 2 5	民間施設を活用した廃棄物、資源物の処理及び適正運用

取組 2 5 民間施設を活用した廃棄物、資源物の処理及び適正運用

- ・市外の民間業者において処理する場合の、法に基づく関係市町村との協議と安全性の確認をまいります。
- ・市内の民間業者による、効率性の高い廃棄物適正処理を運用をまいります。

■ 現時点での民間施設利用廃棄物の種類

資源化施設	プラスチック製容器包装・びん・ペットボトル・古紙類・缶・金属類 剪定木・廃食用油・廃乾電池・廃蛍光管・小型家電製品・生ごみ
中間処理施設	うめたてごみ

施策	取組	取組内容
施策 9 中継施設、最終処分場の適正管理	取組 2 6	塩尻クリーンセンターの中継施設としての整備
	取組 2 7	新最終処分場の適正管理及び旧最終処分場跡地の有効利用

取組 2 6 塩尻クリーンセンターの中継施設としての整備

- ・松塩地区広域施設組合による、廃止焼却施設の解体撤去と塩尻市及び朝日村住民のごみ搬入施設となる中継施設（塩尻クリーンセンター）の建設に伴い、周辺住民との調整をまいります。

■ 総事業費（予定）約 360,000 千円 → 財源：国交付金(1/3)、起債、積立基金

取組 2 7 新最終処分場の適正管理及び旧最終処分場跡地の有効利用

- ・松塩地区広域施設組合と連携した、安心される新最終処分場の適正管理と地元調整をまいります。
- ・松本クリーンセンターから発生する焼却灰の再生利用を推進し最終処分場の長寿命化をはかります。
- ・旧最終処分場跡地の有効利用と周辺地下水調査を実施します。

■ 旧最終処分場跡地を太陽光発電事業に貸付

貸付料 1,920,000 円（年額）

事業期間 平成 27（2015）年 1 月 1 日～平成 48（2036）年 4 月 30 日

施策	取組	取組内容
施策 1 0 松塩地区広域施設組合のごみ共同処理体制の推進	取組 2 8	ごみ共同処理の安定した運営

取組 2 8 ごみ共同処理の安定した運営

- ・松塩地区広域施設組合構成市村との連携をはかりながら、共同処理の安定した運営を目指します。

施策	取組	取組内容
施策 1 1 取扱困難、多量廃棄物の 適正処理	取組 2 9	在宅医療廃棄物の適正処理
	取組 3 0	災害（風水害・地震等）廃棄物処理の検討

取組 2 9 在宅医療廃棄物の適正処理

- ・在宅医療で使用される注射針等、医療関係機関と連携して適正処理を推進します。

取組 3 0 災害（風水害・地震等）廃棄物処理の検討

- ・国の災害廃棄物対策指針に基づき、松塩地区広域施設組合構成市村関係部署と連携した計画の策定をすすめます。

■施設整備等に関わるスケジュール（予定）

施設整備等に関わるスケジュールは次のとおりです。

このスケジュールはあくまで予定であり、施設を管理、保有する松塩地区広域施設組合や、民間業者との調整により、変更されることがあります。

区 分	年 度																			
	第 1 期				第 2 期			第 3 期			新基本計画 →									
	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	~	40	41	42	43	44	45		
中継施設	解体仕様書作成・地元調整	→																		
	廃止焼却施設解体撤去		→																	
	中継施設(サテライトセンター)実施設計・地元調整		→																	
	サテライトセンター建設			→																
	塩尻クリーンCの維持運営	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
焼却施設	焼却施設改良工事	→	→	→																
	松本クリーンCの維持運営	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→			
	次期焼却施設の建設検討(想定)					●	→	→	→	→										
最終処分場	焼却灰の再資源化	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
	新最終処分場の維持管理	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
	最終処分場確保の検討(想定)										●	→	→	→	→					
民間委託施設	うめたてごみ資源化破碎施設																			
	プラスチック製容器包装圧縮梱包施設	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
	上記施設の老朽度把握と継続契約の検討					●	→													

6 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理

本計画は、計画の策定（P l a n）、施策の実行（D o）、評価（C h e c k）、見直し（A c t）のP D C Aサイクルにより、継続的に計画の点検、見直し、評価を行います。

① 計画の策定（P l a n）

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定・改定を行います。

② 施策の実行（D o）

本計画に従い、適切な廃棄物の収集、運搬、処分を進めます。

③ 評価（C h e c k）

毎年、一般廃棄物処理システムの改善・進捗の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価を行います。点検・評価の結果は、市広報やホームページなどで公表します。

④ 見直し（A c t）

毎年の評価を踏まえ、計画の最終年である平成35年度に、次期一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定を行います。

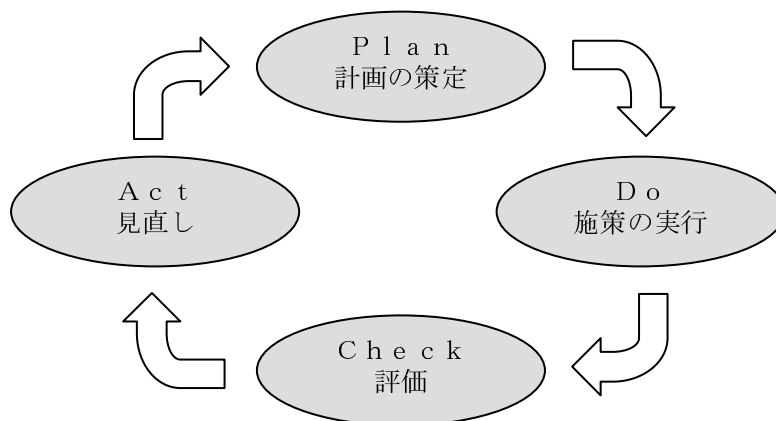


図2-4-1 P D C Aサイクルによる進行管理

(2) 推進体制

本計画で示した各種の取組については、市民、事業者、市の各主体が連携してすすめる必要があります。本計画の進行管理についても、環境審議会に対し、取組状況等の報告を行い、環境審議会は取り組みに対する提言を行います。

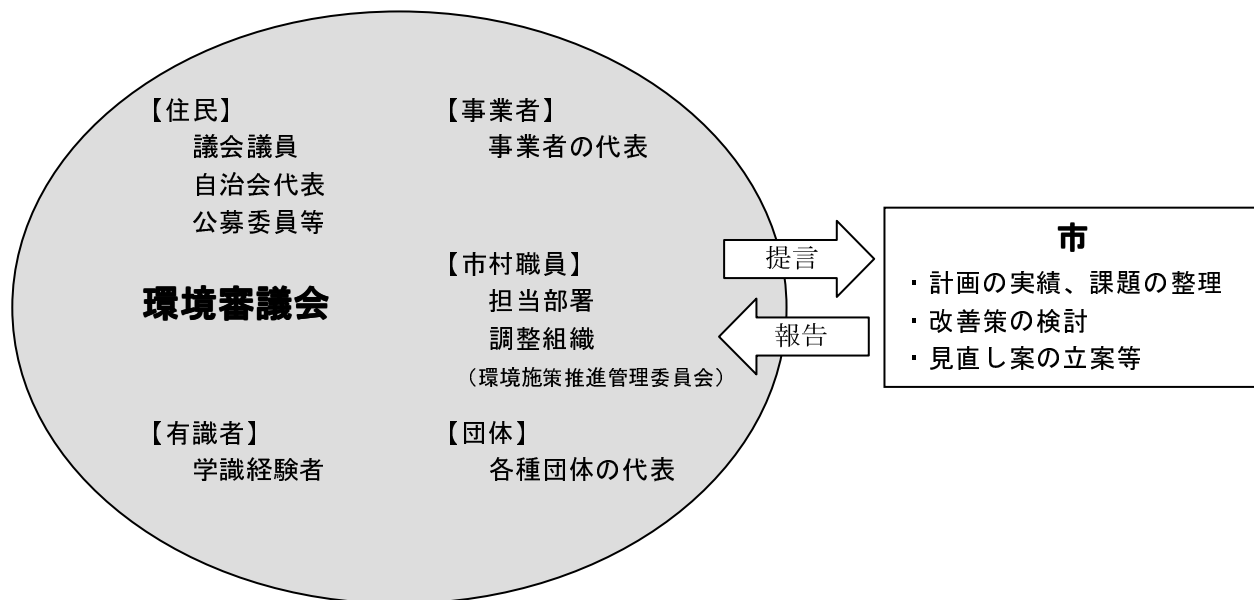


図 2-4-2 計画の推進体制

参考資料

資料 1 ごみ処理の実績と将来推計

資料 2 用語等解説

塩尻市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

発行年月 平成27年3月

編集・発行 塩尻市

〒399-0786

長野県塩尻市大門七番町3-3

市民環境事業部生活環境課

電話（0263）52-0280